

はじめに

聖路加看護大学は、「自己点検・評価に関する規定」にもとづいて「自らの責任において教育・研究の実状を把握し、本学の改善・発展に資するために自己点検・評価を行なうことを目的（第1条）として、学長直属の「自己評価委員会」を常設している。自己点検・評価の項目は、「本学の教育・研究に関わる全ての領域にわたるもの」であるが、主要項目は、「大学の理念・教員組織、学生の受け入れ、教育課程、研究活動、図書館、学生生活への配慮、施設設備、管理運営、自己点検評価の組織」（第5条）となっている。さらに、自己点検・評価の報告書は「公表」すること（第10条）とし、2006年度から大学ホームページにその全文を掲載することにした。

本学は、2000年度の資料をもとに、大学基準協会相互評価を申請し、2001年1月10日に実地視察をうけ、同年3月6日に財団法人大学基準協会により相互評価認定をうけた。その際に以下の4つの指摘事項をうけ、改善に取り組んだ。それらは、①単科大学として教育・研究のバランスをとるためにも積極的に他大学との連携を図ること。②情報教育のスペース、コンピュータの台数等がかなり不足している。また将来に向けての情報システムの充実と情報に関する倫理規定を整備されたい。③視聴覚資料などの一層の充実を図る。④専任教員の研究費の充実などであった。これらの指摘事項に関する改善報告書を2004年7月29日に提出し、大学基準協会からは「多くの項目について改善への取り組みは満足すべきものであり、全般的に改善の意欲がうかがえる」という概評を2005年3月29日に得ている。

その後、本学は将来構想に基づいて、大学院の改革、WHO協力センターの強化、そして看護実践開発研究センターの開発を実現し、COE拠点施設に採択されるなど大きな発展をとげた。

このたび、これまでの活動を自己点検・評価するとともに、2006年度までの資料をもとに、大学基準協会相互評価の申請を行い、2007年10月11日に実地視察をうけた。

その結果、教育内容・方法・研究環境・社会貢献・図書・電子媒体等に関連した6項目について「長所として特記すべき事項」とされ、教育方法等に関連した1項目について「助言」とされた。

こうして、本学は、大学基準協会の大学基準に適合していると認定され、認定の期間は2015年（平成27年）3月31日までとされた。

本報告書は2004年度から2006年度までの本学の自己点検・評価の記録であり、本学の教職員の活動のエビデンスとして、公表するものである。

2008年4月

学長 井部 俊子